

兵労発基 0510 第 7 号
令和 3 年 5 月 10 日

一般社団法人兵庫県電業協会会長 殿

兵庫労働局長

令和 3 年「建設業労働災害防止強化月間」の実施について

平素は、労働行政の推進につきまして、格別のご尽力とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、兵庫県内の建設業における令和 2 年の死傷者数は 489 人となり、前年と比較すると 16 人増加し、死亡者数は 1 人増加の 12 人となっています。

令和 2 年における建設業の死傷者数を事故の型別でみると「墜落・転落」災害が 31.7% と最も多く、さらに、死亡者数のうち 7 人は「墜落・転落」災害となっています。

このような在来型の労働災害が今なお続く状況を開拓するには、リスクアセスメントの実施はもとより、労働安全衛生規則に基づく足場からの墜落防止措置の徹底及び足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱に基づく対策を確実に実施する等の労働災害防止に向けた基本的な対策の徹底が重要です。

兵庫労働局では、建設業における労働災害を防止するため、毎年 7 月を「建設業労働災害防止強化月間」と定め、労働災害防止活動の推進を図っているところですが、今年度もその実施要綱を別添のとおり定めました。

つきましては、本月間の趣旨をご理解いただき、新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分に配慮した上で、実施要綱の実施事項を展開していただくとともに、関係事業者に対し、下記事項についてご指導いただくようお願いいたします。

記

- 1 労働安全衛生規則に基づく足場からの墜落防止措置の確実な実施
- 2 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱に基づく対策の周知及び「S T O P ! 墜落・転落災害根絶キャンペーン」実施要綱に基づく対策の推進
- 3 リスクアセスメントの実施と作業開始前の危険予知活動の確実な実施
- 4 熱中症を予防するため、暑さ指数（W B G T 値）の把握、休憩場所の整備、涼しい服装、休憩時間の確保、水分・塩分の摂取、健康管理等の実施